

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

第94回 牛豚等疾病小委員会及び

第6回 野生イノシシ豚熱対策検討会

合同会合

農林水産省

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会
第94回 牛豚等疾病小委員会及び
第6回 野生イノシシ豚熱対策検討会
合同会合

日時：令和6年1月9日（火）13：30～16：16

会場：農林水産省 共用第1会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

- ・最近の豚熱・アフリカ豚熱をめぐる情勢について
- ・豚熱・アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正等について
- ・農場の分割管理に当たっての対応マニュアルの改正について
- ・その他

4. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

牛豚等疾病小委員会委員名簿

野生イノシシ豚熱対策検討会委員名簿

資料1 豚熱・アフリカ豚熱をめぐる情勢について

資料2 野生いのししのアフリカ豚熱防疫措置の具体化について

- 資料 3－1 特定家畜伝染病防疫指針の変更について
- 資料 3－2 豚熱・アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の主な変更点
- 資料 3－3 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（新旧対照表）
- 資料 3－4 アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（新旧対照表）
- 資料 3－5 豚熱・アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針留意事項の改正の方向性（案）
- 資料 4－1 分割管理マニュアルの改正について
- 資料 4－2 分割管理マニュアルの改正案（見え消し版）
- 資料 5 沖縄県ワクチン接種プログラムの確認（変更）について（非公表）
- 参考資料 1 最近の家畜衛生をめぐる情勢について
- 参考資料 2－1 第 6 5 回家畜衛生部会 諮問文
- 参考資料 2－2 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（現行）
- 参考資料 2－3 アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（現行）
- 参考資料 3－1 養豚場における分割管理のイメージ
- 参考資料 3－2 農場の分割管理に当たっての対応マニュアル（現行）

午後1時30分 開会

○大倉家畜防疫対策室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第94回牛豚等疾病小委員会、第6回野生イノシシ豚熱対策検討会合同会合を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、年明け急な御連絡にもかかわらず御対応いただきまして誠にありがとうございます。

私、当会合の事務局を担当しております家畜防疫対策室長の大倉でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、審議官の熊谷より御挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○熊谷審議官 まず、能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に改めて御冥福をお祈りしたいと思います。また、被害に遭われました全ての方々に心よりお見舞い申し上げます。農林水産省としては、食料支援については被災地の要望を踏まえまして、業界団体の協力を頂きながら鋭意進めているところでございます。また、被災地の家畜についても飼料であったり、また、飲用の水の供給について全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

本日は、委員の皆様方におかれましては年始のお忙しい中御出席いただき誠にありがとうございます。食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第94回牛豚等疾病小委員会及び第6回野生イノシシ豚熱対策検討会の合同会合の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

まず、豚熱についてですけれども、昨年8月に九州で初めてとなる飼養豚での発生が佐賀県で確認されました。一大養豚産地である九州地方での蔓延を防ぎ、地域の養豚産業を守るため飼養衛生管理の徹底、飼養豚へのワクチン接種、野生イノシシ対策を進めているところであり、現在のところ、新たな感染は確認されておりません。そのような中で、これまで実施してきた防疫措置等に係る知見を踏まえて防疫指針を再検証し、現場での作業の効率化を図りたいと考えているところでございます。アフリカ豚熱については、先月に韓国の釜山でも野生イノシシにおいて感染が確認される等、アジア各国で感染が拡大しており、国内の侵入リスクが引き続き非常に高い状況であります。そうした中で水際対策に万全を期すとともに、国内侵入時の野生イノシシにおける対応の具体化を現在進めているところであり、演習であったり、また研究及び検討会により様々な知見を集め、また、

それを深めているところでございます。

さらに、これらの疾病が発生した際の殺処分頭数を低減させる取組となる分割管理についてです。昨年9月にマニュアルを作成したところですが、養豚農場における分割管理の検討を進める中で、生産者、専門家、都道府県から意見や要望が出されているところがございます。こうしたことから豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に一部変更を行うことについて、先月末に家畜衛生部会に諮問させていただいたところでございます。

本日は、その内容並びに分割管理マニュアルについて具体的に御議論を頂ければと考えております。本日は多くの議題がございますけれども、委員の皆様方には専門的な見地からの忌憚のない御発言と活発な御議論をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○大倉家畜防疫対策室長 ありがとうございます。

さて、現在、牛豚等疾病小委員会の委員数が10名でございまして、本日ウェブでの御参加も合わせまして7名の委員に御出席いただいております。食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定により、定足数を満たしていることを御報告いたします。

また、野生イノシシ豚熱対策検討会より13名の方、これは小委の委員も重複されている2名も含めまして13名の委員、それから、オブザーバー1名に御出席いただいております。本日はウェブも併用しての開催となりますので、進行の方も円滑に進めたいと思いますので、どうぞ御協力をお願いいたします。

続きまして、本日出席しております事務局の紹介をさせていただきます。

まず、今御挨拶いたしました審議官の熊谷でございます。

動物衛生課長、沖田でございます。

私、家畜防疫対策室長、大倉でございます。

防疫企画班の加茂前補佐になります。

病原体管理班を担当しております松井補佐でございます。

野生動物対策班を担当しております永田でございます。

以上、事務局になります。

それでは、本日の議事につきまして、まず議事1といたしまして最近の豚熱・アフリカ豚熱をめぐる情勢及び特に野生イノシシのアフリカ豚熱の防疫措置の具体化について事務局から説明させていただきます。その後、議事2といたしまして特定家畜伝染病防疫指針

の変更について事務局から説明させていただき、委員の皆様に御審議をお願いしたいと考えております。最後に議事3として養豚における分割管理マニュアル案について事務局から説明させていただきます。

続いて、資料の確認をさせていただきます。

お配りしている資料は、議事次第、委員名簿に加えまして、非公開資料を含めまして資料の1から5、参考資料を別冊で束ねてございますけれども、参考資料の1から3-2まででございます。御確認ください。

今申し上げました資料につきまして、届いていないもの、資料の落丁等ございましたらお申し付けください。

なお、今回の会議ですが、最後に非公開部分を設けさせていただいてございますので、御承知おきいただきたいと思います。

それでは、ここからの議事進行につきまして津田委員長の方をお願いしたいと思います。津田委員長、よろしくお願いいたします。

○津田委員長 津田でございます。明けまして、おめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

それでは、すぐに議事に入りたいと思いますが、時間が限られておりますので、円滑な議事の運営に御協力をお願いしたいというふうに思います。

まず初めに、議事1、最近の豚熱・アフリカ豚熱をめぐる情勢について事務局から説明をお願いします。

○加茂前課長補佐 それでは、説明させていただきます。資料1を御覧ください。

1 ページ目、豚熱についてでございます。資料は簡単にポイントのみ御説明させていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

豚熱につきましては、我が国で平成30年、2018年9月に26年ぶりに発生した疾病で、今年の9月で6年になります。現時点で北海道を除く全国でワクチンが接種されておりまして、ワクチン接種につきましては2019年10月から接種を開始しており、今年の10月で丸5年という状況でございます。

2 ページ目、御覧ください。

こちらはアフリカ豚熱についてです。アフリカ豚熱は平成30年8月に中国で発生して以降、アジアの地域で発生が拡大しているという状況でございます。後ほど韓国で発生している状況についても説明させていただきます。

豚熱に類似した症状を示しますが、有効なワクチンが存在しないということで、豚における最強の伝染性疾病という評価もあるというところでございます。

3 ページ目、御覧ください。

先ほど申し上げましたとおり2018年9月9日、岐阜県で発生して以来、現時点で20都県、計89事例が発生しておりまして、全部で36.8万頭を殺処分してございます。2019年10月25日からワクチン接種を開始しているという状況でございます。直近では、2023年8月30日に佐賀県で発生が確認されまして、九州全域で9月からワクチン接種を開始しているという状況です。九州におけるワクチン接種につきましては、最終的に12月25日におきまして初回接種が完了しているという状況でございます。

次4 ページ目、御覧ください。

こちらは野生イノシシや予防的ワクチン接種の推奨地域をお示しした資料でございます。赤の地図で塗られている場所が飼養豚で発生している県、20都県でございます。オレンジの部分で野生イノシシで発生している県で16県、黄色の部分で赤・オレンジ以外のワクチン接種県10県という状況でございます。

次のページを御覧ください。

豚熱のステータス認定状況でございます。緑の部分で清浄国で、欧米や南米の一部、オーストラリアが主に清浄国になってございます。日本は2022年9月にステータスを消失している関係で、現時点では灰色になってございます。

次の6 ページ目、御覧ください。

野生イノシシの対策の概要を御説明させていただきます。基本の対策は全部で四つございます。一つ目のサーベイランスの実施、こちらについては豚熱・アフリカ豚熱共通の対策になります。二つ目が捕獲の強化ということで、こちらについても豚熱・アフリカ豚熱共通の対策になってございます。三つ目が経口ワクチン、こちらは豚熱のみになりますが、経口ワクチンを散布することで環境中のウイルス量を抑制しているという状況です。最後がリスクコミュニケーションで、豚熱・アフリカ豚熱共通して関係者への周知ですとか実地演習、意見交換会等を実施している状況になります。以上、4点を農水省として徹底している状況でございます。

8 ページ目、御覧ください。

アフリカ豚熱の発生状況についてです。こちらは先ほど申し上げましたとおり2018年の8月に中国での初発以降、アジア19か国で感染が確認されております。特に韓国では2019

年9月の発生確認以来、徐々に感染が拡大している状況にございまして、東アジアで発生していないのは日本と台湾のみという状況になってございます。

次、10ページ目、御覧ください。

アフリカ豚熱の発生に備えたこれまでの取組でございまして、1から5までありますけれども、（1）については家伝法の改正です。令和2年に家伝法を改正いたしまして、予防的殺処分を追加したほか、輸出入検疫に係る罰則の強化等を行いました。（2）として水際対策の強化、こちらは検疫探知犬を140頭増頭してございます。（3）は農家への注意喚起と飼養衛生管理の向上対策を進めております。（4）は野生イノシシ対策の強化を行いました。（5）につきましては防疫演習の実施ということで、都道府県、様々なところにおいて防疫演習を実施して対策に備えているというところです。

次のページ、御覧ください。

台湾におけるアフリカ豚熱の水際対策についてです。こちらについては、日本と同様にアフリカ豚熱が発生していない台湾ですけれども、到着機内、あとは空港において広報を実施するというものと検疫探知犬による検査、あとはエックス線を活用した手荷物検査、罰則の強化等によって水際対策を強化しているという状況でございます。

次の12ページ目、御覧ください。

韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況でございまして、北部から徐々に感染が拡大している状況にございまして、つい最近、2023年、12月21日、釜山で野生イノシシにおいてアフリカ豚熱の感染が確認されております。発生数については、トータルの豚の発生数は38件、野生イノシシの感染数については3,459件が確認されている状況でございます。

次のページ、御覧ください。

釜山の野生イノシシにおけるアフリカ豚熱発生を受けた我が国の検疫対応強化についてです。こちらについては、韓国からの旅客を優先した検疫探知犬による検知、あとは防疫官による口頭質問等を実施しているというところと、釜山からの直行便が就航する九州地区の各港において自主廃棄ボックスや靴底消毒マットの設置等の検疫対応の強化を実施しているという状況でございます。

簡単ですが、私からの説明は以上です。

○永田課長補佐 では、続いて資料2を御覧ください。

野生イノシシのアフリカ豚熱防疫措置の具体化として、野生イノシシ群にアフリカ豚熱が日本で侵入した場合の国内での備えについて御説明させていただきます。

この資料については、これまで御説明させていただいた部分と重複する部分もありますが、本日御審議いただく指針の改正やその意義、必要性に係る事項ですので、改めて御説明させていただければと思います。

では、次のページをお願いします。

まず、豚熱とアフリカ豚熱の違いについて改めて御説明いたします。豚熱は既に我が国のイノシシで感染が広がっております。一方、アフリカ豚熱は日本未発生ですが、豚熱よりも悪性度が今、加茂前が申したとおり高いというところです。

まず病原体ですが、双方ともウイルスでございます。豚熱ウイルスは構造として1重のエンベロープという膜を持っているRNAを核酸とするウイルスで、アフリカ豚熱ウイルスはかなり特殊な形状でして、とても大きく二重の膜を持つ二本鎖のDNAウイルスです。この二重の膜は感染には必須でないものです。

宿主につきましては共通してまして、両方とも豚とイノシシに感染しますが、人には感染しません。私も演習等で出張等に行く機会は多いですが、今でも人に感染すると勘違いされている方がいらっしゃいますので、改めて強調したいと思います。

ウイルスの環境中での耐性につきましては、アフリカ豚熱ウイルスは先ほど構造がかなり特殊だと申しましたが、さらにとっても環境耐性が強く、死体中では時には数か月にわたって長期間感染性が保持される場合があります。臨床所見としては両方とも発熱、死亡などというものですが、特にアフリカ豚熱では顕著な症例として強い毒性のウイルス株の場合、症状が一切なく急死することも多々あるとされております。

農場で実施可能な対策としては、アフリカ豚熱ではワクチンがないため飼養衛生管理の徹底になります。これらゆえにアフリカ豚熱のイノシシ対策はより厳格さが必要になってくるところです。

イノシシでの防疫措置、イノシシでの対策についてはアフリカ豚熱と豚熱のそれぞれの性状の違いが対策に反映されます。豚熱は野生イノシシに感染した場合、生きたまま活動する期間が長く、生体間で、イノシシ同士で感染するリスクがより高くなりますが、アフリカ豚熱ではすぐ死にますので、長期間ウイルス感染性が死体の中で保持するというところで、死体を感染源として考えて対策を取っていくことが必要になってきます。このため、死体を搜索し処理することが対策として重要になってきます。

次をお願いします。

続いて、野生イノシシの現状、アフリカ豚熱が我が国に侵入する前の現在の状況での対

策を御説明します。発生状況下である豚熱の対策と重複しているところです。

まず、一つ目がサーベイランスの実施です。サーベイランスというのは、検査を実施しそれを対策に反映する活動です。早く見つけ出すことが極めて重要になってきます。継続的に調査しまして、感染状況を正確に把握し、その情報を基に予防と管理を行っていく、これが必要なサーベイランスです。

続いて、（２）捕獲の強化です。イノシシの生息密度を低下させ、万一侵入時に感染拡大を抑制する、農場への感染拡大リスクを低下させるというところが重要になります。

続いて、（３）は灰色を薄くしていますが、こちらは豚熱のみの対策、経口ワクチンの散布です。アフリカ豚熱にはワクチンがないので、この対策は取れません。

最後に（４）でリスクコミュニケーションが重要になってきまして、農場での発生よりも関係者はかなり多くなってきます。市民も含めた対策になってきますので、特に更に狩猟関係とか市民に向けた対策の周知、あと、演習とか講演とか学会とか、そういう意見交換を通じた関係者間の理解、もちろん我々の方の理解の向上も含めて進めているということです。

次をお願いします。

続いて、サーベイランスの状況でございます。こちらはアフリカ豚熱のサーベイランスを全国で展開しておりまして、検査数としまして上にあるとおりです。１県当たり年間299頭を基準頭数としております。この299頭というのは１％の感染率を95％の信頼性で確認できる頭数です。これは何が言いたいかといいますと、１％感染している状況下で299頭も検査して１頭も引っかからないということは、95％の可能性であり得ないということの意味します。なので、299頭も検査すれば、１％の感染をしているのであればほぼ見つかるだろうというところでございます。

個々に見ていきますと、北海道はそもそもイノシシが生息していないのでゼロというところ、青森、秋田は近年イノシシの生息が広がっている状況ですが、生息頭数もそこまで多いとは考えられず検査数が少ないところではありますが、頑張って検査を進めているところがございます。目標頭数を達成している県が増えて、31県に達しているところがございます。

豚熱と同時に検査することで、アフリカ豚熱の検査を増やすということで、動物衛生研究部門と民間企業が開発した新しい検査試薬の導入や死体での検査推進が重要になってきますので、耳で検査をすることを可とするなど、そういう取組を通じて検査を推進してい

るところです。

次をお願いします。

こちらは現在取り組んでいる啓発というような取組でございます。交差汚染防止対策として周知徹底が大事だということになっております。下の絵で見ますと、漫画でこのように狩猟者向けにどういう消毒などの対応をすべきなのかと。広げないためにどうするか。また、ツイッターによる配信をしたり、真ん中はデジタルサイネージで多言語の外国人も含めた対策ということで、山に行ったときにイノシシに近寄らないというようなこととか、あとは右端、高尾山で先日もこういうイベントをやる等で周知を図っているというところでございます。

次をお願いします。

先ほど加茂前補佐からも説明がありましたが、アフリカ豚熱はこのように世界中で広がるというところなんです。こちらは2007年以降の本病の広がりを図示したものでございます。本病はその名のとおり、もともとアフリカを起源とするという疾病でございまして、アフリカでイボイノシシとダニで循環していましたが、20世紀になって豚の疾病として顕在化し始めまして、1921年にイギリスのモンゴメリー先生により報告されたものというところでございます。

過去にアフリカからユーラシアとか南米にも一度広がったことはありますが、その際にはごく一部を除き、1990年代中ばには撲滅を達成しているというところなんです。しかし、2007年に再度東欧の端のジョージアで確認されて、再度ユーラシア大陸に侵入したことで明らかとなりました。ロシアから西には、東欧や中欧、西欧のドイツやイタリアに広がりまして、東にはアジアへ広がって、2018年には中国で出てというところで、今や東アジアでは台湾と日本だけが未発生となっているところです。

次をお願いします。

では、ここから野生イノシシの対策として万が一日本に入って発生したときの対策について御紹介します。基本はこの四つ、つまりサーベイランスにより一つ目は区域を適切に設定して、感染源となる死体を適切に除去すること。続いて、感染イノシシの拡散を抑えるというところ、捕獲を推進するというところ、個体数を減らすということになってきます。ここをどういう場所で、どういうタイミングでやっていくのかということが重要になってきます。

次をお願いします。

こちらは一般的な防疫対応を図として概念化したものです。欧州委員会の資料からの出典です。発生状況に応じた感染地点における基本的な防疫措置のイメージという形で捉えていただければと思います。

まず、イントロダクションとありますが、侵入してというところです。侵入ごく初期に当たっては、閉鎖されたような空間で入って限定された個体数が感染しているというような状況では、捕獲とか銃猟とかをして除去が可能というところでは理論的にはあり得ますが、感染が拡大していく状況、この赤のところでは、積極的に捕獲を進めようとする。とイノシシは拡散してしまうので、対策としては感染が爆発しているような状況では銃などで捕獲をせずに、死体の除去を行っていくということが重要になってきます。その後、右の方、エンデミックとありますが、蔓延期には駆除・捕獲というところを続けていって、感染動物を除去することになります。

次のスライドでまた御説明しますが、日本と欧州では地形的な違いなどがあり、イノシシの行動を制限しにくいというところです。そして、日本でのイノシシは非常に過密に生息しているというところを考えると、一、二頭の感染という状況で防疫措置を始めるという想定はなかなか難しいと。見つかった時点で、発見地点付近で積極的な対応というところは避ける必要があるというふうに考えられるところです。

次をお願いします。

こちらは今申しましたヨーロッパ、欧州と日本の地理的な状況の違いです。左が欧州で右が日本です。こちらは平田先生にスライドをお借りして改変させていただきました。

左、欧州なんですが、森、森林部分は非常に少ないということが分かります。欧州は森林率が20%程度、片や日本は68%森林が占めているというところです。欧州は平地が多くて、日本は複雑な地形だということです。こうなってくると、イノシシが生息しているような森林を柵などで封じ込めることは欧州では比較的、日本よりは容易だろうということが想像されますが、日本だとそういうところを柵で囲むよりも、例えば圃場とか田畑とかを守るとしたら、その田畑の周りに柵をやっているというような状況というのがいかに合理的かというところもあると思われます。

このように地形の違いがあるのと同時に、野生イノシシの位置づけも違います。ヨーロッパでは土地所有者の所有物という扱いになってきますが、日本では無主物という形になってきます。ただ、アフリカ豚熱とかが出たときに伝染病対策としては、国が介入していくというところですが、位置づけを物、所有物としていることを明確化しているというところ

ころが違っております。イノシシの活動範囲の制限や見通しのしやすさ等を踏まえると、日本は対策がより困難と考えられるというところがここから分かると思います。

次をお願いします。

海外での死体探索の実際の写真を載せさせていただきました。こちらでも平田先生からスライドをお借りしております。森林でイノシシをこのように搜索して、これ湖沼でイノシシの死体を回収しているところです。こうやって下のところですね、左側。こうやってイノシシを運んでいます、消毒薬を散布しながらというところです。続いて、こうやって背負ってというような形で死体の回収と搬出というところの対策をやっているというところです。

続いて、次のスライドをお願いします。

先ほどもありましたが、こちらは韓国での状況でございます、先ほど加茂前補佐から話があったとおりで、こうやって釜山にも広がっているというところでございます。北朝鮮から38度線は非常に強固な防御陣地が張り巡らされている中で、北朝鮮の方から侵入したというふうに考えられていおり、今現在、このように広がっているというところです。

では、韓国でどうやっているのかというところなんですが、次、お願いします。

基本的な対策としては、サーベイランス強化はもちろんこちらは先ほど申しましたとおりですが、死体の搜索・処理、フェンスを張ったりというようなこともしているようでございます。イノシシの駆除や市民への啓発というところもございます。ただ、やっぱりフェンスで囲っていくというところはなかなか難しい面もいっぱいあるのかなというような状況かとは思います。

地形等の生息環境を考えると、ヨーロッパに比べ韓国の方が日本の状況に近いというところは言えますが、韓国では既に先ほどスライドでお見せしたとおり、既にちょっと言い方は悪いですが、かなり蔓延しているという状況かと思えます。また、地続きだというところで侵入があるというところです。

次をお願いします。

こういうような状況で韓国での防疫対応というところですが、これはポスターですが、ハングルですが、図で見れば分かるというところです。このように基本的なところ、日本で必要な対応というところですが、防疫措置というよりも市民が見つけたらどうするかというような呼びかけという形になっているのかなというところがございます。このようにある程度発生がしてしまった場合に、こういう呼びかけというところで対応をしていくと

いう話になってくると。発生地域周辺は汚染していることを前提に、ワクチンがない状況に加えて飼養衛生管理を農場では徹底していくというところが重要になっていくのかなというところがございます。

次をお願いします。

こちらは野生イノシシのアフリカ豚熱対策の具体化というところがございます。じゃあ、我が国でどうしていくのかというところがございます。野生イノシシの対策というところについては、令和3年11月24日に開催されました農林水産省の対策本部において具体化していきましようとしたものです。この背景としましては、豚熱の発生とか鳥インフルエンザ等というところが重要になってきまして、野生動物との対応というところが重視されるようになったというところを踏まえて、家畜伝染病予防法が改正されてという中でアフリカ豚熱の防疫指針も改正されたというところがございます。その中で対策としてこういうことをしますよという話がありますが、それを具体化していきましようということが決められたというものでございます。

次をお願いします。

じゃあ、何を具体化するのかというところがございます。防疫指針の中の第24というところにウイルスの侵入状況の確認等となっていますが、ここの中で具体的にイノシシに向けてどうするのかというところが書かれているというところなんです。半径10キロ以内の検査を強化しましようというところは豚熱と一緒にですが、豚熱と違うというところでは、3キロメートル以内については積極的に死体を探して排除しましよう。3キロから10キロでは捕獲を推進しましよう。3キロ以内のイノシシの出入りを抑制しましようということが指針本体に具体的に書かれているというところなんです。これを具体的に書いているとはいえない、これを実際にどうやっていくのかというところがございます。

次をお願いします。

これを具体化していくというところの流れがこのスライドでございます。先ほど述べましたとおり、左上にあるとおり、11月に対策本部会議があり、我々は直ちに対応を開始したというところで、1か月後、12月28日、御用納めの日ですが、筑波山でつくば市、農村振興局、林野庁、農研機構等の協力を得て実地演習を実施しまして、課題の洗い出しを行いました。こちらの穴を掘っているのが私でございます。その結果、死体の処理に関する制度上の整理の必要性や実際の死体処理の困難さ等を認識したというところがございます。

続いて、令和4年1月から3月のところですが、まず解決すべき課題として死体処理に

制度上の問題があるというところで対応しまして、関係の林務を所掌する林野庁とか鳥獣被害対策を担当する農村振興局、野生動物を環境省で所掌する自然環境局、廃棄物を所掌する環境省の自然循環局のそれぞれの局長、長官が連名で通知を発出するなど対応を進めているというところでございます。

その後、専門家を交えて野生イノシシ豚熱対策検討会での審議を経まして、令和5年度から更に研究等も始めて、補助事業による実地演習も進めまして、今具体化を進めているというところでございます。

次をお願いします。

これが指針の流れというところでございまして、こういうものに従って対応していくというところで、見つけたら検査するというところで、下の緑色の枠囲みが具体的ですけれども、先ほど申しました死体の対応、第24というところが下にあったり、死体の搜索をするというほかにも、上にあるとおり消毒ポイントの設置、そういうようなこともやっていく必要があるというところです。

次をお願いします。

駆け足ですが、具体的にどういう範囲でやっていくのかというのを図示したものです。右の方の図を見ていただければと思いますが、最初のイノシシの発見された3キロメートル以内というところについては、死体の搜索を強化して、死体の処理を的確にして、検査も行っていくと。10キロ以内というところについては、捕獲を強化して検査も行っていきます。死体を見つけたら的確に処理していくというところが大事になってくるというところです。

ほかにも消毒ポイントを設置したりというところが大事になってきて、歩行者とか登山客とかそういったような方々に向けての消毒とか、それとか通行の制限というものも必要になってくるというところでございます。

次をお願いします。

具体的な死体対応については、このように作業手順とか資材の検討というところを進めていくというところでございます。海外での実例とか国内でのこういう研究とか演習とかに基づくというところでして、例えば電気柵については農水省と栃木県で演習を行いましたし、死体の搬送については筑波山での演習や岐阜県において当省も参加して演習を行っているというところでございます。山林部でどうしても死体を輸送できない、基本やっぱり死体は輸送して確実に焼却等をしていくというところが重要ですが、そういった場合に

どうしていくのかというところについて研究等により検討を行っているというところでございます。

右下、写真ですが、イノシシの輸送用の納体袋の検討とか電気柵の演習の状況でございます。こういう研究とかだけでなく演習とか県や農水省をはじめ、連携して進めていくというところで、今年の3月に指針の改正及び基本方針の策定を目指しているというところでございます。

続いて、お願いします。

最後ですが、指針を更に具体化していくというところで、基本方針を検討しているところですが、昨年11月以来、野生イノシシ豚熱対策検討会では御確認を都度いただいているところですが、研究と国・県での防疫研修を踏まえて固まってきているというところがございます。

簡単に御説明させていただくと、第1、平時での対応というところで準備、連携の強化というところ、続いて第2では、疑いが実際に出た場合にどのように検査してどう処理していくのか、検査体制をどうしていくのか。そして、右側、第3、第4で防疫措置、見つかった後に疑い時点でどうしていくのか。

次のページをお願いします。

最後ですが、第5で陽性になった際どう進めるのか。第6が通行遮断ですね。歩行者への対応とか、通行遮断をどう解除するのかですね。第7が死体等の移動制限、第8が消毒ポイント、こちらは車両だけじゃなくて歩行者にどうアプローチしていくのかというようなことも記載しています。第9が死体の対応、どのように死体を搜索するのか。第10、第11で、第9の防疫措置についての実例を御紹介させていただいているというところがございます。第12、第4節になりますが、県間の連携ですね。第13が現在行われている、既に実施されている豚熱対策とか鳥獣被害対策についても検討しなければなりませんし、最後が研究の推進となっているところです。こちらはこれまで検討会では参考資料で案を出させていただきましたが、内容確認は大詰めでございますして、指針と同時に改めて紹介させていただこうと考えております。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして委員の皆さんから御意見、御質問ありましたらお願いしたいと思います。次の議題もございますので、簡潔にお願いしたい

と思います。

どうぞ佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。今の永田班長の説明の10ページの韓国の釜山のイノシシですが、これ間の県が抜けていますけれども、じわじわとイノシシが入ってきたのか、あるいは人が運んだのかとか、そのあたりの解析はどうなっていますでしょうか。

○永田課長補佐 韓国当局のプレスリリースでは、人が運んだ可能性が示唆されています。状況的にも、人などで感染が飛んだ可能性があるのではないかと想像できます。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○津田委員長 ウェブの方から御質問ございましたらお願いします。ウェブの方は質問があれば手を挙げていただければと思いますので、よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 山本です。

質問なんですが、実際の発生時の防疫対応の具体的な説明として17ページに図示をされていて。

○津田委員長 資料2の。

○山本委員 すみません。基本的にはイノシシの感染が確認された場合、その周辺3キロに対して積極的死体搜索、死体対応をしていくということで、その周り10キロの範囲については捕獲強化とサーベイランス強化ということかと思うんですが、これは複数見つかった場合には、それぞれについて3キロということかと思うんですけれども、3キロを超えるけれども、いわゆる一連の発生だと思われるぐらいの距離で発生した場合には、この3キロの範囲自体を調整するということが想定されているのでしょうか。

○永田課長補佐 もちろんここから例えば3キロが1キロ離れたところからだったら、そこが重複して広がっていくという形になるというふうに考えております。拡張していくという形になります。

○山本委員 それぞれ3キロ、3キロでベン図のように広げていくということに加えて、どうも3キロではなくてももう少し広い範囲として一連の発生があるようだというようなことを想定したようなことも想定していますか。それとも、そういった場合も含めてあくまでも3キロの積み重ねで対応していくことが適当だとお考えでしょうか。

○永田課長補佐 指針の書き方、実を言うと、今の基本方針の中では「生息状況とか感染

状況を踏まえ」というような書き方をしています。というのも、逆に住宅地などが入っていると、そんなところを搜索しても仕方がないというような話がありますので、何が何でも3キロで引いて、住宅地の中を探し回るというのはナンセンスです。一方で逆に山は広がっていて、もう端っこまですぐというような場合は、そこも含めるべきでしょうしというところです。あくまでも基本的にこういう考え方を持ちますすが、そこは状況等を踏まえて拡大したり縮小したりというのはあり得ると考えております。

○山本委員 分かりました。その場合の意思決定の方法なのですからけれども、動物衛生課で御判断されるのか、何か外部機関の判断を仰ぐのか、どちらになりますでしょうか。

○永田課長補佐 今考えてまとめているのは、専門家の意見とか現地の状況、現地の狩猟者とか現地の地元のことを分かっている方々の意見とかを踏まえて、専門家の意見を聞いて、動物衛生課と協議の上考えていくという形に整理しております。

○山本委員 分かりました。割と判断を求められる間隔が短いというか、早い判断が求められるかと思しますので、コンパクトな体制で判断できるといいかなと思います。ありがとうございました。

○津田委員長 江口委員、どうぞ。

○江口委員 麻布大学の江口です。

現状の御説明ありがとうございました。一つ質問させてください。資料1の11ページ目のところなんですけれども、現在の我が国で行われている水際対策の部分なんですけれども、資料1の11、その一つ前になりますかね。一つ前のページで、ちょうどその水際対策の強化というところですね。こちらで探知犬も増やして、かなりいろいろ増員されて対策の強化を図っているというのはよく見えています。

そこで御質問なんですけれども、この水際対策というのは世界的に見てもかなり強力な体制が今はもう取れているのかということと、やはり先ほどのもし侵入してしまった場合には非常に大変な状況になるので、できれば少しでも水際で止められたらいいなと私も望んでいるのですが、実際に今の現在強化をしたところにおいて、ここでかなり十分な対策ができる体制としてはできている、体制は図られているのか、それともまだ今のところ弱点として何か考えられる部分があるのか、改善点があるのかというところがもしあれば教えていただきたいと思います。

○津田委員長 これはどなたかな。

いいですか。お願いします。

○沖田動物衛生課長 動物衛生課長の沖田でございます。

御質問ありがとうございます。水際の対策につきましては、説明しましたとおりで種々強化を図っているところでございます。海外と比較したときということですが、一概に数字だけで比較するということではございませんけれども、例えば検疫探知犬の頭数のレベルでいうと、ほかの国と遜色のない程度の探知犬頭数ということにはなっています。それぞれ各国ごとに自分の特色あるというか、特徴のある対策というのを取っております。もちろん日本と違うところもございますので、日本としてもそういった海外の対策については参考にしながら、強化できるところは強化していきたいというふうには考えているところです。

また、現在取っている措置につきまして、どういう評価ができるかということも現在動物検疫所の方でもこの評価を検討しているところでございます。その評価に基づいて足りないところ、今で100%十分だというふうには我々も考えておりませんので、足りないところがございましたら、そこをしっかりと強化するということを今後考えていきたいと思っていますところでは。

○江口委員 ありがとうございます。

○津田委員長 日高先生、どうぞ。

○日高オブザーバー 日高ですけれども、今の関連で、これ除却に対するもろもろの検疫対応ということですが、前にロシアにASFが入ったときに、新潟港の話を昔私は衛生部会でしたことがあると思いますが、あのときのものでロシアの船が入ってきたときに、船の中で飼っている犬とかというのは簡単に港に入れるという状況があったと思います。この釜山と九州の乗客の方はしていますが、乗組員に対する対策、啓もうとかというのはどういうふうになっているのか聞かせていただきたいと思います。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

正にももちろん乗客の方の対策は取っておるところですけれども、乗客以外の部分については、なかなか周知もできないところがございます。例えば今おっしゃっていただいた新潟の犬の対策等については、ロシアからのいわゆる貨物船とか漁船とかが着いたときに、そこで対応している管轄の動物検疫所の所員が行ってリーフレットで注意喚起を行うとか、そういった対策を取ったところでございます。

今回の韓国の件について、特段旅客以外の就航しているものがどの程度あるのかということについては、特に今のところはまだ調べて整理のついでにしているところではございません。

んけれども、必要に応じてそのところも調べた上で対応を取りたいというふうに考えます。

○津田委員長 よろしいですか。

では、嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 ありがとうございます。嶋田です。

ちょっと戻りますが、韓国でのASFの発生の資料2の10ページですかね。こちらの方を見て、ASFに対する韓国での状況の評価の認識について、我々は統一しておいた方がいいと感じました。というのも、これはイノシシで広がってしまっているというのは、こういった状況であるというのは分かるんですが、飼養豚での事例も38例ということで、こちらはこのイノシシの状況を見たときにどう評価するかというところですね。というのも、かつて中国などで出ていた際には動画で流れたりとかありましたが、庭先養豚のようなどころでの発生であったりとか、それこそ残飯とかが絡んでいるのかもしれませんが、そういったところから出るのかなと。

一方、韓国では衛生レベルの各農場は比較的高いというふうな話も聞いたりはするところで、こういった状況であるというところで、ASFという疾病に対してまだ日本は入っていない中で、今CSFに生産者の人たちもどうしても頭が行ってしまっている、私たちもそうかなと思うんですけれども、そういった中でASFを正しく理解するための情報として、この韓国での状況をどう評価するか、そういったところのちょっと認識の統一というのが必要かなと思っています。この辺、いかがでしょうか。

○永田課長補佐 ありがとうございます。

イノシシで広がってしまうと、かなりコントロールが難しくなっていくというところはここからも明らかだと思います。一方で、この38事例というところを日本での豚熱の発生状況と比較したときにどう考えるかというところかとは思いますが。なかなかそこを率直に言うのは難しく、ワクチンのない状況下でというようなところではあるんですが、やっぱりかなりコントロールが難しいので、もしイノシシに入ってしまったらどうしていくのか、そこを徹底的に封じ込めていくというところがこの状況を見ると、それこそが我々の学ぶべきところなのかなと。

韓国の方が日本に来て意見交換等をしましたが、やっぱり初動のところをどうしていくのかというのは大事だねというお話はお伺いしております。それこそ去年の4月に韓国からいらっしやって、山本先生と平田先生と一緒に筑波の方とかでもいろいろ見て回られた

り、我々も意見交換とかをしたのですが、初動というところが大事だということなのです。

地のメリットとして、日本はやっぱ海で隔たれていて、北朝鮮とかから断続的に入ってくるような状況でもないので、その初手、最初のところをどう守るべきか、そこがより重要なんだろうなということなのです。

すみません、ちょっと長くなってあれなんですけれども、韓国内で初期に続発していたところは、イノシシが生息していないようなところもあって、農場間で感染が広がっただろうというようなところは多くあったのではないかと思います、先般のところでも隣の近いところでもあったりということなので、ワクチンがない状況下では飼養衛生管理を徹底して、イノシシ等が出たときに農場へどういうリスクがあるのか、例えば水だったりいろいろなコメントは出ていますけれども、そういうようなところを学んで対応。出ないことは最も重要ですが、出てしまったときにどうしていくのかということも学んでおく必要があると考えております。

○嶋田委員 ありがとうございます。

正に御回答いただいたとおりがなと私も思います。やはり最初にイノシシでもし万が一入ってしまったときの初動の対応が重要な理由づけになる事例なのかなと。こういった韓国の動きがそういったところになるのかなと思ひまして、このことを認識することが例えば死亡イノシシの発見の通報ですとか、そういったものにも全国的につながるといいのかなと思ひまして、ちょっと質問させていただきました。ありがとうございました。

○津田委員長 ありがとうございます。

最後、國保さん、お願いします。

○國保委員 國保でございます。

私からは御質問ともコメントとも言えないもので、ちょっと私自身よく存じ上げないので教えていただきたいんですけれども、水際の対策でアフリカ豚熱の検査を貨物等でされていると思います。あれについては何かの基準をもっておやりになっているのか、あるいは何かランダムに抽出されているのか、あるいは全量というか全サンプル検査なのか、それが一つと、もう一つは、そのときに豚熱についても同時に検査されていると考えてよろしいかということなんです。それが一つです。

なぜこんなことを言うかということ、余り公式の場で不確かなことを言うのはあれなんですけれども、例えば最近、中国などでは論文にもなっておりますけれども、1型のウイルスであるとか、それと交雑した病原性のよく分からない1.5型のウイルスとかが出回して

いる論文がもう既に出ていますし、聞くところによると、その周辺国でももうそういった状況が非常に広く再現されているようなこともお聞きしていて、必ず今度入ってくるものがものすごい強い病原性のあるウイルスかどうかはちょっとよく分からないので、今はすごい2型の強毒なものの死体が見つかったり、何かそういうものがあつたらというふうにそこに非常にフォーカスしていますけれども、今後はもう少し周辺の情報を収集していただいて、少し病原性の弱さみたいなものの情報も少し、変化みたいな情報もフィードバックしていただけると今後の対応にももう少し役に立つかなというのと、そういうことを考慮しないでもう一律にというか、ある程度の頻度で検査は確実に、何か予断をもって検査するんじゃなくて、予断なく検査するということが大変重要なのかなとちょっと思ったものですから、ちょっとお聞きしたということでございます。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

まず、検査の体制なんですけれども、これは例えば旅客の違反品とかそういったところでピックアップをするんですが、遺伝子を検出するんですけれども、豚肉の生の絶対に何かウイルスもしっかり生きていそうなものがいれば当然なんですけれども、大概是例えばソーセージであるとか加工品の形で入ってきています。そういう場合、遺伝子自体ももう壊れてしまっている、加熱によって壊れてしまっているということも多くて、それもあって出そうなものというのを重点的に、例えば生っぽいとか加熱が不十分そうなものをメインターゲットにしてウイルスを取る、まず遺伝子を検出することをターゲットにしてやっていますので、ある程度そういった絞った形でやっていて、遺伝子が取れて、更にその遺伝子を取ったPCRの検査をやって、PCR検査の状況からウイルスの分離の可能性も高そうだなというようなものについては、更にそこからウイルス分離まで行くと。そういったことを基本的にやっています。

それで、ウイルス分離として実際に分離されるところまで行ったのがこれまでに4例あったというところですので、そこまで行けば、例えばいろいろウイルスの性状解析とかそういったことには使えると思いますけれども、今のところは遺伝子、PCRが110件ぐらい出ていて、そのうち4件がウイルス分離ということで、そういうところが出るなというのを主眼にして検査しているところです。

ウイルス性状まで、うまくして例えば分離したものとかの性状の分析とかができるようになれば、國保先生御指摘のような更なる分析も必要かと思いますが、まず今はそこをターゲットにして検査しているというのが現状です。今はASFを対象にしてやって

いますので、豚熱自体は、個人的にやっているところはないと思います。

○熊谷審議官 私の知っている限りでは、CSFと口蹄疫も調べていましたが、ちょっと最近はどうなのか。あと、今言われたお話については、よく動物衛生研究部門と連携して、特に言ってしまうとお宝が見つかる可能性のあるところなので、そういった意味で抽出の仕方などについても意見交換させていただきながら、水際を守るとともに周辺国での流行株を直接的に入手する手段でもありますので、よく相談させていただければと思います。

○津田委員長 ありがとうございます。ここについてはまた改めて調べていただこうと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、次の議題もごさいますので、次に移りたいと思います。よろしいですか。

それでは、次の議題、豚熱・アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正等について、事務局の方から説明をお願いいたします。

○大倉家畜防疫対策室長 それでは、私、大倉の方から資料3-1から3-4になります議題について御説明させていただきます。主に説明するのは、資料3-1を中心に説明させていただきたいと思います。これは本日御審議いただく中心事項になりまして、12月22日付で食料・農業・農村政策審議会の方に諮問いたしました事項になります。特定家畜伝染病防疫指針の変更についてということで、豚熱とアフリカ豚熱を対象とした見直し案の御説明をさせていただきます。

まずは資料3-1の1、背景・経緯からになります。

(1) ですが、特定家畜伝染病防疫指針については、家畜伝染病予防法第3条の2第6項に基づきまして、最新の科学的知見、国際的動向等を踏まえまして、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされてございます。現行指針、豚熱もアフリカ豚熱の指針ともに令和2年7月に決定したものが最新となってございまして、3年を迎えるということでの見直しということになります。

(2) 豚熱についてですが、令和5年8月末に平成30年9月、これは岐阜県で26年ぶりに我が国で発生した時期でございしますが、その平成30年9月以降では九州で初めてとなる豚熱の発生が佐賀県で確認されました。それに伴いまして、北海道を除いて46都府県がワクチン接種推奨地域に指定されました。そういった経緯を踏まえまして、これまでワクチン接種地域が部分的であったのが徐々に広がってまいりまして、昨年の9月をもって北海道を除く46都府県、日本のほとんどの地域でワクチン接種推奨地域となったということが

ございまして、これまで接種した、していないという区分なんかが必要になっていたことはございますが、そういったものの業務の効率化といったものも現場の方から声が出てございます。

(3) でございます。アフリカ豚熱については、国内侵入時の野生イノシシにおける対応の具体化を進めております。野生イノシシにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針を示すこととしてございます。感染拡大の原因となる野生イノシシの死体の適切な処理等により、野生イノシシにおける初動対応を適切に進める必要がある、これは先ほど説明した内容でございます。そういったことを踏まえまして、指針をいじる必要が出てきております。

(4) でございます。さらに、これらの疾病が発生した際の殺処分頭数を低減させる取組としまして、養豚農場において分割管理を進める上で、飼養管理者を分ける必要がある点が課題となっており、養鶏農場と同様に認めてほしいとの意見がございます。これは鳥インフルエンザの防疫指針の方にも同様の定めがあるんですが、疑似患畜の範囲を規定している部分で、飼養管理者が触れたおそれのある、直接的に飼養管理をしたことのある共通する農場があった場合にはそこも疑似患畜となるんですけれども、そういったところが分離できないかというところでございます。分割管理で殺処分頭数を削減するために進めていくという取組は、養鶏農場の方を中心に進めているようにメディアでも何回か取り上げられてございましたけれども、同様に養豚の方でも取組を進めて、分かりやすいようにやってくれと、この後説明いたしますが、豚の方も分かりやすくマニュアルを示していこうということをやってございまして、それを進めるに当たって、より現場の方で運用がしやすいようにしてくれといった御意見がございました。

(5) でございます。これらのことから、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に所要の変更を行うこととしたいということがございます。

具体的に変更の中身でございます。次のページの2になります。

変更の方針でございますが、以下の事項を中心として変更を検討することとしたいと思っております。いずれの事項も今の経緯・背景のところでも御説明しましたが、昨今の情勢を踏まえて現場からの声、都道府県であったりあるいは業界団体から意見を頂いているようなものを踏まえまして、より現場の方で動きやすいように、かつ防疫の水準を落とさないようにいかに運用すべきかという観点での見直しとなってございます。

(1) の①ですが、豚熱に関する指針の取組の1点目、豚熱ワクチンを接種した豚等を接種農場から接種区域内の他の農場や屠畜場に移動させる際、V字標識を義務づけしていたところでございますけれども、これを削除するということでございます。これは先ほどの経緯でも御説明したとおり、ほとんどの地域、国内で北海道以外がワクチン接種推奨地域となったことに伴いまして、今までは接種したもの、していないものを混在して屠畜場で出荷されてしまうようなことがございまして、豚を区分するという必要もございました。そういったことがほとんど必要性がなくなった状態にはなっておりますので、現場でV字標識をつけるという作業、手間を省いて、今かなりの御負担を頂いてV字標識をつけていただいておりますけれども、これも不要じゃないかということで削除したいということでございます。

②でございます。病性鑑定時における蛍光抗体法の実施の義務づけの削除でございます。これは様々、発生状況の確認ですとか浸潤状況の把握、そういった際に抗原検索の一つとして蛍光抗体法、それから、PCRですね、遺伝子検査を義務づけておりましたけれども、かなりこれまでのPCRの病性鑑定の知見が集積してきているということで、各県の検査技術の習熟度もかなり向上してきているところでございます。抗原検査としてPCRの精度、信頼性が向上したと考えておりますので、病性鑑定室における負担軽減ということもありますので、この蛍光抗体法ではなくPCRの検査をもって抗原検査として十分ではないかということでの見直しになります。

③ですが、疑似患畜のうち発生農場で豚等の飼養管理に直接携わっているものが直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養される豚等の定義の一部変更とございます。これも先ほどちょっと経緯の中で触れましたが、疑似患畜を特定する際、疑似患畜や疑似患畜を飼っている農場で管理している者が別の農場でも飼養管理をしているときには、その別の農場の豚たちも疑似患畜の方に含まれてしまうという定義になってございますが、その際、適切な消毒等の措置を取っていれば、たとえ人が共通したとしてもその場合は除かれるという記述が高病原性鳥インフルエンザの場合はございまして、それと同様な運用ができないかということも御意見いただいております。豚でも同様に例えばシャワーインというようなことでしっかりと消毒して入り直していただければ、必ずしも飼養者が共通であっても疑似患畜とならないということも認めていいのではないかとということでの一部変更になります。

(2)、これはアフリカ豚熱の指針の方になります。

①でございますが、移動制限の対象項目に野生イノシシの死体等を追加とございます。先ほどのアフリカ豚熱の防疫措置の中でも触れましたけれども、死体の扱いというのが重要になりますが、今現在、発生時に移動制限させる対象項目の中に死体というのが入ってございませんので、死体あるいは排泄物等について移動制限の対象項目に追加するということが一つございます。

②でございます。これは野生イノシシに対する防疫措置の準備について具体化とありますが、これもこれまで飼養豚に関しては発生時に備えて疑い事例が出たときに、あらかじめ用意しておくべき準備事項が書かれてございます。これは飼養豚だけではなくて野生イノシシに対しても同様に、疑い事例があった際に準備をしておくという項目をここで追加したいというものになります。

具体的な中身について、次に資料３－２や資料３－３、３－４のところに具体的な修正箇所、それから、修正の仕方がございますけれども、今御説明した内容が主になりますので、どういうところをどういう直し方をするんだろうというところで御確認いただく際は、資料３－２から３－４を御覧いただければと思います。

あとは、資料３－１の方に戻りまして、今後のスケジュールでございますが、３の（１）牛豚等疾病小委員会と野生イノシシ豚熱対策検討会において、方針についての議論ということで、これは本日、今この場で議論いただくというものになります。次のステップとして都道府県への意見照会、それから、パブリックコメントを実施させていただこうと思います。

続いて、この本日の議論と都道府県の意見やパブリックコメントの結果を踏まえまして、適宜修正を加えたものを家畜衛生部会に報告いたします。それは２月中旬をめぐりまして、それについて答申を頂ければ、その後速やかに防疫指針を変更するというところで、できれば年度内にこの手続を終了いたしまして、翌年度、令和６年度以降、この改正したものについての運用を進めてまいりたいと思っております。

説明の方は以上になります。

○津田委員長　ありがとうございました。

豚熱・アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の見直しについて御説明いただきました。

それでは、この見直し案について審議を行いたいと思います。この案につきまして御質問あるいは御意見等ございましたらお願いいたします。

青木委員、どうぞ。

○青木委員 ありがとうございます。

1点ちょっと確認したいのですけれども、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の方で病性鑑定時における蛍光抗体法の実施の義務づけを削除ということについては異論がないのですけれども、蛍光抗体はワクチン保管事業の対象製剤に入っていると思うのですが、その辺とはどういうふうに整理されるのか、考えがあればお聞かせいただきたいのですけれども。

○加茂前課長補佐 ありがとうございます。

実質的に蛍光抗体法全てを指針から削除するというわけではなくて、特に診断のところで動物衛生課が必要と認めた場合には蛍光抗体を実施するという文言は残したいと思っておりますので、引き続き蛍光抗体法に必要なものについても都道府県で一部持っておいていただくような体制は保持していきたいと思っております。なので、ほかの事業の関係でこれが全くなくなるということは想定しておりません。

以上です。

○青木委員 ありがとうございます。

保管事業でたしか3,000検体分というのがこれまでであったと思うのですが、それ以外の部分でも製造量が減るのは覚悟の上でも、全くなくなってしまうというのもちょっと心配だったので質問させていただきました。ありがとうございます。

○津田委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

呉先生、どうぞ。

○呉委員 ありがとうございます。

御説明いただいた中で、変更の方針のところの（１）の③疑似患畜のうち、発生農場で豚などの飼養管理に直接携わっているものが直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養される豚などの定義の一部変更というところの御説明で、そういうほかの農場で管理していても適切な消毒などが行われていたり、高病原性鳥インフルエンザの場合、シャワーインがされるなど適切な管理というお話があったと思うんですけれども、全くそのとおりだなというふうに思いますが、資料３－３の８ページを見ると、そのシャワーインというところは何も書いていないんですね。

ありがとうございます。この③のところだと思うんですけれども、一番下、「ただし、

当該他の農場の豚等に異常が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された場合は」ということになっていて、やっぱりシャワーインというのはとても大事だと思います。現場で見えても、一方向性のシャワーイン、交差汚染のないシャワー設備、同じシャワーであっても出入り口が同じで、シャワーを浴びてまた同じところから出てくるといような設備ではなくて、一方向性のシャワーというのはやはり大事なんじゃないかというふうに思うので、先ほどの御説明であれば、それをはっきり書き込んでいただいた方が分かりやすいのではないかなというふうに思いました。

以上です。

○津田委員長 松井さん、お願いします。

○松井課長補佐 呉先生、御質問ありがとうございます。動物衛生課の松井でございます。

その点については、この後の資料の中で出てくるところでございまして、今お話しいただいた資料3-3は鳥インフルエンザの指針と同じような書き方となっていまして、御指摘いただいたシャワーイン等の規定については留意事項の方で詳細を書くような構成となっています。従いまして、本日その留意事項の文案そのものはお示しできないんですけれども、シャワーインの記載はしようと思っております。鳥の方が今の記載としては、例えば自宅からでもいいというような書き方になっているので、その並びの記載になろうかなと考えております。

○呉委員 分かりました。よろしく願いいたします。

○津田委員長 山本委員。

○山本委員 山本です。

今の議論なんですけれども、鳥インフルエンザの場合はワクチンがありませんので、いずれの農場についても感受性群が飼われているということで、ある程度気を使う必要はあるかなと思うんですが、豚熱の場合にはワクチン接種の実施されている農場がありますので、例えば相手先農場がワクチン接種済みで、かつ離乳豚でもない。十分にチェックしている母豚群だったり肥育豚群だったりという場合には、必ずしもシャワーインを要しないとかという判断も可能かと思いました。

以上です。

○津田委員長 その辺は何か整理するんですかね、書きぶりで。

○松井課長補佐 今のところは並びの記載かなというふうには考えていたんですけれども、ちょっと御意見を頂いて、中で検討はしてみたいと思います。

○津田委員長 今回のワクチン接種云々の話になってくると、分科会とはまた別の管轄になってくるので、分割管理とは。最終的に殺処分対象を減らすとかそういう話になってくるんだけど、分割管理のところというのはあくまで伝播防止というか、そういうことの観点だから、ワクチン接種とはまた別の話になるかなと思うんですけども。

○山本委員 もちろん分割管理と殺処分の必要性の議論はそれぞれなされるべきだと思っているんですが、逆に分割管理を判断する材料の判断基準にワクチン接種を考慮しなくてもいいという理由にはならないと思っているので、当然飼養されている豚の感受性には大きな影響がありまして、ワクチン接種とワクチン非接種に大きな違いがあるというのは今我々が目にして知っていることですので、そこは考慮した上で殺処分の対象を分割管理の点においても検討していいかなというふうに考えました。

○大倉家畜防疫対策室長 ちょっとよろしいですか。

今回この見直し自体は、豚熱だけではなくてアフリカ豚熱の方も同様な記載をしたいと思っています。そのときにアフリカ豚熱を対象とするという観点でやるのか、豚熱を対象にやるのかというと、通常のオペレーションのときに農家の方が仕分けして、豚熱であればシャワーしなくていいや、アフリカ豚熱を意識しているのであればした方がいいやという分け方をするよりは、統一して通常のアフリカ豚熱が入っていない中ではあるんですけども、ちょっとここの使い分けをそれぞれ本当にすべきかどうかというところは議論してもいいのかなとは思っています。

○山本委員 その点については、飼養管理者さんがうちの農場が豚熱を気にしているとか、うちの農場はアフリカ豚熱を気にしているということではなくて、発生したのが豚熱なのかアフリカ豚熱かによって殺処分の対象になる農場の範囲が変わっていくというだけですので、特段問題はないかというふうに考えております。その辺りは実際の農家の方とお話しされている都道府県の皆様の御意見も伺っていただければと思います。

○松井課長補佐 今回の点で言いますと、確かにハード整備みたいな話も出てきますので、そういう意味でいうと、確かにシャワーインの規定がどちらかであって、どちらかでないというような形が考えられます。そうなった場合には、むしろある方のところに農家さんがそろえるということは考えられるかなというふうに思いました。

○山本委員 実際には例えばシャワーインまでできなかった場合には、豚熱の発生時には分割管理で殺処分の対象にならないけれども、アフリカ豚熱が発生してしまったので、そのときには関連農場として殺処分されてしまうのです。それはやむを得ませんよね、そう

いう話だと思いますので、特に必ずしもアフリカ豚熱を狙ってシャワーインを整備しないといかんということではないと思います。現に特に豚熱に関して日本は浸潤状態ですので、浸潤状況の疾病に対してはそれなりにリスクを踏まえた上でフレキシブルな対応を検討する方がコスト面でも妥当かなというふうに思います。

アフリカ豚熱で殺処分対象になってしまうのであれば、シャワーインを整備しなきゃいけないとか、必ずしも今回豚熱だったらシャワーインを求めないけれども、アフリカ豚熱だったら求めるというふうに差を設けることによって、それでもアフリカ豚熱だったら殺処分の犠牲になっちゃうから、どこでもここでもシャワーを整備しなきゃいけないというふうにはならないだろうというふうに思っています。

○松井課長補佐 ちょっとその辺りは現場的な混乱等もあるかなというところも気にはなりますので、この後、都道府県の意見照会等もあろうかと思いますが、その中でも少し御意見等いただくような形で考えたいと思います。

○山本委員 そうですね。実施可能性と必要性等を踏まえた上で検討されればいいかなというように思います。

○津田委員長 じゃあ呉先生、どうぞ。関連する話ですかね。

○呉委員 ありがとうございます。

山本先生のお話ももつともかなというふうには思いますが、やはり交差汚染がない形の農場の入り方というのはとても大事だと思う一方、やはりシャワーインというのは大事だというふうに思います。ちょっと古くて、今正確には何年という話はできないんですが、PRRSの伝播に関するミネソタ大学の大竹聡先生の研究では、必ずしもシャワーインにしくなくても衣服の交換、手の消毒だけで伝播を防げたというのがあるんですけども、一方、同じ年にやられたパデュー大学のサンディ・アマス先生の病原性大腸菌の伝播の同じような試験では、衣服の交換だけで伝播を防げなかったというのがあるんですね。

そういうことも踏まえると、やはりしっかりと交差汚染のない形で農場の出入りをするということに加えて、シャワーインということをやったっていいんじゃないかと私は思います。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

小渕先生、何かありますか。

○小渕委員 やはり現場の中で大規模農場では、ASFを自分のところには絶対に入れない

いという気持ちでもってシャワーイン、シャワーアウトを取り入れて発生農場は多額のお金をかけて再開しております。ただ、山本先生もおっしゃったように、それが全ての農家でできるかという、すごく現実的ではないです。その中で全部、北海道以外の全てがワクチンを打っている状況で設備を整えていないとその対象にはならない、同じレベルで考えるというのは、現場の中ではほかでテイクしていない群で出てしまっていて、ほかの母豚、肥育には一切感染はしていないという中で全てを殺処分していくという開始当初のやり方というのをこのまま続けていくというのは、かなり厳しいのではないかなというのが現場の考えです。

もちろんASFに向けて対策していくということは重要であり、そういう指導をしていくというのが私たちの役目だとは思いますが、線引きを少し考える時期に来ているのではないかなと思っております。

○津田委員長　ほかにございますか。

じゃあ平田さん、どうぞ。

○平田委員　言うべきか言わないべきかずっと悩んでいたんですけども、指針に書けることと運用面で変えていくべきことというのは、やはり分ける必要があるのかなと思います。先ほど半径3キロの議論もそうなんですけれども、CSFもそうなんですけれども、本州のところは恐らくもう浸潤している。ただ、九州で野生のイノシシでまだ起こっていないというのと、幸い佐賀は2例で抑え切れているということで、豚熱であっても九州はASFと同様にやはりファーストステージのような対応が求められると思うんですね。

ですから、ここで書けることというのは、案として私はこれぐらいかと思うんです。ただ、運用面でリスクコミュニケーションをどれだけ図れるかということと、ASFの場合、これは入ってしまったらどうなるかということで迅速対応ですよ。入った後の対応とフェーズが変わるとどうなるかということも少し御検討いただいておりますかとお感じしました。

○津田委員長　ありがとうございます。

私自身もWHOの主導によるGAPIV計画の中で会社のポリオウイルスのリスク管理アドバイザーをやっているんですけども、封じ込めにシャワー設備は必須、絶対だという原理主義者みたいなものがあるんですよ。ただ、それは何が不十分かということ、結局シャワー設備をしたからといって全部が防げるわけではない。要するに単なるフィジカルコンテインメント、物理的にシャワーがあるだけの話であって、きちんとそのシャワーを3分間

浴びるとか、そういったルールをきちんとつくっておかないと駄目だという話があります。もう一つ、その前にリスク分析をきちんとしなさいよと。リスク分析をした上でシャワーインが必須であるのか、あるいはシャワーイン——この封じ込めの場合は逆にシャワーアウトですけれども——に代わる方法はないのかということもあって、それぞれの作業規模、それから、取り扱う病原体の量等によってその基準は違ってくるんですね。

その意味からすると、ここの指針に書いてあるように大まかに決めておいて、後は先ほど山本先生が言ったような運用面あるいは現場のリスクに応じた対策辺りをやっている方が一番現実的かなという気はするんですけれどもね。

もう一つ、さっきのワクチンを打っているからとかあるいはアフリカ豚熱というのは、これは結果の重大性であって、別に手法ではないんですね。いかに感染するチャンスを減らすかというのがまず重要であって、その次にアフリカ豚熱だったらこんな大きな結果になりましたよと。でも、豚熱だったらまだワクチンを打っていれば結果はそんなに大きくなりませんよという話であって、これはまた別問題だと思うんですよね。そういった意味からすると、現行の書きぶりというかその辺を見てもらって、あとは確かに大変だと思うんですけれども、現場の方の判断は。現場の方でやっぱりある程度判断してもらった方が私としてはいいのかなという気がするんですけれども、何か御意見ございますでしょうか。

じゃあ國保さん、どうぞ。

○國保委員 ちょっと少し外れてしまうかもしれませんが、関連したことでして、今回私ちょっと鳥の方はよく存じ上げないんですけれども、分割管理の条件として飼養者にフォーカスしたお話になっていますけれども、それ以外に例えば出荷に関わる業者さんとか飼料に関わる業者さん、あるいは飼料そのものの出どころとかというものは、こういう中ではどんな形で考慮されていくのか。それが今委員長あるいは平田さんもおっしゃったような運用面でどう考えるかという留意事項のところに書き込むのかどうかはちょっとあれですけれども、どんなふうに対応されていく感じになっていらっしゃるのでしょうか。飼養者だけをフォーカスしていけばいいという指針と考えてよろしいのでしょうか。

○加茂前課長補佐 ありがとうございます。

基本的には関係する業者がいた場合には、疫学関連農場という形で対応することになります。ただ、餌会社などの関連業社は畜舎の中、農場の中で豚に触るということは基本的にはないので、豚を触った方とは別扱いで、飼養衛生管理者と同じような扱いをした方、直接豚に対して触っていて発生農場でも触っているし、行った先の別農場でも触っている

ということになれば、それは疑似患畜というのが今の指針の整理になります。なので、そこを今回の分割管理で整理していく上で分けられないかというのが今の課題になっておりますので、今先生方に御議論いただいているところです。

○津田委員長 よろしいですか。

今のところは、この指針の方については先ほど御説明いただいたような形で進めていこうかなという話になっているんですけども、特にここを修正しよう。要するに先ほどシヤワーインが必ず必須であると書き込む必要があるというふうな御意見はありますか。

もしなければ、このままでいってよろしいということでしょうかね。

ほかにございますか。

呉委員、どうぞ。

○呉委員 ありがとうございます。

書きぶりは分かりました。これで結構だと思いますが、先ほどの御説明にあったように留意事項のところで触れていただくと、その書きぶりについては今後検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。そういう理解をいたしました。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○國保委員 すみません、細かいことで申し訳ないです。死体の移動について、制限区域内に入った場合に多分農林水産省等々と協議して動かすことになると思うんですけども、その場合の単位というのは個体、死体一個一個で許可を得ていくものなのか、あるいは今日そこで見つかったけれども、次の日に探したら同じ区域で別の集団で死んでいる複数個体が見つかったときに、どのような単位で考えていけばよろしいですか。細かくてすみません。

○永田課長補佐 例外的な協議という死体を持ち運ぶことに関してですが、一括的な協議ができるというふうに記載させていただいています。

○津田委員長 よろしいですか。

それでは、特に修正はないということでございますので、いただいたコメント等、先ほどの呉委員のお話もありましたけれども、具体的な運用についてはこういったことを踏まえて運用していただきたいと思います。

それでは、諮問事項である豚熱・アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の見直

しについて、事務局から御説明いただいた内容でこの委員会としては了承するというようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

ウェブの委員の方もよろしいでしょうか。レスポンスなしだったら賛成でいいのかな。よろしいですね。

それでは、今後の進め方について事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。

○大倉家畜防疫対策室長 ありがとうございます。

今後の進め方でございますが、本日の委員の皆様から御了承いただいたということで、本内容をもちまして指針の一部改正について、都道府県への意見照会、また、並行しまして30日間のパブリックコメントを実施することとしたいと思います。その結果も踏まえまして、必要に応じてまた小委の先生方には御意見を伺いたいと思います。

その後、津田委員長と御相談の上、防疫指針の改正案を取りまとめまして、家畜衛生部会に報告いたしたいと思います。

また、いただいた意見によりましては、また小委の先生方には御相談ということもあろうかと思いますが、その際にはどうぞよろしくお願いいたします。

○津田委員長 ありがとうございます。

では、続きまして、防疫指針の留意事項について、方向性案について事務局から説明をお願いいたします。

○加茂前課長補佐 それでは、説明させていただきます。

資料3－5を御覧ください。留意事項の改正の方向性（案）についてでございます。

留意事項につきましては、本日の御意見や、都道府県への意見照会を踏まえて、局長通知として最終的に発出することを考えてございます。

内容につきまして、説明をさせていただきたいと思います。

1番です。Vマークの関連についてで、こちらはCSFについてですけれども、接種区域内のほかの農場やと畜場に移動する際の標識の義務づけを削除いたしまして、接種区域外のと畜場に移動する際に限って確実に標識を付すこととする旨の改正を行いたいと思います。

2番です。検査方法についてです。こちらもCSFについてです。蛍光抗体法の実施の義務づけについて削除したいと考えてございます。

3番です。こちらがさきほどの分割管理に関連する部分ですけれども、飼養衛生管理者がほかの農場の飼養衛生管理を行っている場合における協議ということで、CSF、AS

F 共に同じ規定を新設したいと考えてございます。

具体的には、この協議によって疑似患畜から除外される規定で、既に鳥インフルエンザの防疫指針には同じような記載がされておりますので、それをベースに考えていきたいと思います。具体的な内容につきましては、C S F 又はA S F の症状がないということを確認するということ。あとは、飼養衛生管理基準の遵守の徹底がされているということが二つ目の条件。三つ目の条件として、シャワーイン等の発生予防・蔓延防止対策の実施を確認した場合に、協議を行って、実際に全て守られているということが確認された場合には疑似患畜から除外するという形になります。

4 番目です。こちらは先ほどの3ポツのところで疑似患畜から除外した豚等を飼養する農場に対する措置として、移動制限の対象とするという旨を記載したいと思います。

5 ポツです。豚等での発生に伴う野生イノシシに対する感染確認検査の範囲・期間についてです。こちらはC S F、A S F 共に改正されるものですが、発生農場から半径10キロ圏内におきまして、少なくとも封じ込めが完了したとみなせる制限区域の解除の段階まで実施することを記載したいと思ってございます。

6 ポツです。制限の対象となる野生イノシシの死体及び排泄物等についてです。こちらはA S F の新設になります。今回の指針改正によりまして、追加の移動制限の対象となる野生イノシシの死体及び排泄物等のうち、防疫指針に基づいて処理が完了しているものについてはこの対象から除くという整理にしたいと思ってございます。

7 ポツです。野生イノシシ感染確認時の豚等の検査についてです。A S F、C S F 共に新設になります。野生イノシシでの陽性確認後、移動制限区域内の農場におきまして立入検査を実施するという事になっておりますけれども、検査につきまして発生状況確認検査と同様に動物衛生課と協議の上、既に検査が実施されており、問題ないことが確認されている農場につきましては、新たな検査の実施を省略できるという規定を新設したいと思ってございます。

8 ポツです。豚等での発生時における野生動物対策に係る連携・対策強化、こちらはC S F、A S F 共同ですが、都道府県の本部の役割分担といたしまして、現在野生動物に係る部分については原因究明班に含まれておりますけれども、こちらについて野生動物対策班というものを新たに記載して、整理したいと思ってございます。

その他につきましては、以下のとおりです。

私からの説明は以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

豚熱・アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の留意事項の方向性案ということについて説明をしていただきました。本件は指針の運用の補足事項に当たりますので、特にコメント等があればお願いしたいと思います。

それでは、どうぞ日高先生。

○日高オブザーバー 一番頭のVマークですよね。これは撤廃するということじゃないんですか。この接種区域外の屠畜場に移動する際というのは、具体的に言うとどういうことなんですか。

○加茂前課長補佐 ありがとうございます。

具体的に申し上げますと、例えば青森県から北海道に出荷する場合には、必ず標識を付さなければいけないとなります。一方で、接種区域になっている北海道以外の地域内で移動する場合若しくは北海道以外のと畜場に出荷される場合には、特に標識は要りませんとなります。

○日高オブザーバー それなら理解できます。もう少し分かりやすく書いてください。

○津田委員長 ほかにございますでしょうか。

ないですかね。

それでは、留意事項については、今後都道府県への照会も反映してまいります。こちらについては、お気付きの点がありましたら事務局まで御連絡いただければと思います。よろしいですかね。

それでは、次の議事、農場の分割管理に当たっての対応マニュアルの改正について事務局から御説明をお願いします。

○松井課長補佐 動物衛生課の松井です。

私の方から資料4-1、それから、4-2を用いまして分割管理のマニュアルの改正について御説明したいと思います。

4-1、現状のところですが、こちらのマニュアルにつきましては令和5年9月に作成し、周知したところです。作成に当たりましては、6月29日に開催されました牛豚等疾病小委員会と家きん疾病小委員会の合同会議でも御意見いただきまして、作成という流れとしたところです。

現状ですが、11月末時点の状況として、養鶏の農場では全国で81農場、養豚の方では10農場、我々の方が都道府県から聞いているところでは、今検討されているというよ

うな状況でございまして、数字を見て分かりますように、鳥の方でだいぶ数が増えている一方で、若干、豚の方は少し少ないというふうな状況となっております。

そうした中で、2番のところですが、養豚で進める上での何か課題となっているようなところはないかという辺りを伺ったところです。4点ほど主な意見という形で記載していますけれども、(1)で、まだ鳥についてもそうですが、なかなか具体的な例がないとイメージが湧きづらいという御意見、養豚農場における具体的な例を示してほしいという御意見を頂戴しております。

(2)ですが、こちらは現行のマニュアルでも記載をしているところでして、豚を移動させるときに隔離する必要があるという点についてです。飼養衛生管理基準等でも農場に家畜を導入した際には隔離して健康観察してくださいということが定められていますが、マニュアルにはそのために必要な施設を設けておくこととしていますが、隔離舎を設けなければならないなど、具体的に書かれていないので、具体的に示してほしいという御要望でございます。後ほど御説明しますが、ここは隔離舎でなくても例えば豚房のような形で分けるのでも構わないと思っておりますので、そういったところを書くような形にしたいと考えています。

(3)です。こちらは、繁殖と離乳と肥育、三つに分割していた農場で発生した場合を考えたときの御意見ですが、分割後の離乳農場で豚熱が発生した場合に、繁殖農場の子豚は発生した離乳農場には持っていきなくなりますので、移動先がなくなってしまうと。したがって、別の移動先、例えば肥育の農場の方に直接持っていくようにあらかじめ考えておくとか、そういったところも想定しておくべきなんじゃないのかといったような御意見です。

(4)が先ほど来御議論のありました飼養管理者について、養鶏農場と同じように分割後の農場間で共用するような形にしてもらえないかという御意見です。主にこういった4点ほどの御意見というのを頂いているところです。

これらについて3ですが、マニュアルの改正点といたしまして、(1)、今のマニュアルでは畜種別に分かれておらずに全ての畜種に対応する形で、留意点として書いています。こちらを畜種ごとの記載となるように再構成しまして、また、特に豚の方で具体的なイメージというのがなかったので、模式図を入れる形で改正したいと考えているところです。

また、農場間で豚を移動する際に必要となる留意点や隔離に必要な施設の考え方、

こういったものを追記したいと考えているところです。

(2) につきましては、防疫指針の改正に合わせてマニュアルにも例外規定を追記するというような形で考えているというところです。

具体的な記載ぶりにつきましては、資料4-2を使いまして、かいつまんでご説明させていただきます。

初めから少し飛びますが、6ページの方をお願いいたします。

6ページ下の方に参考という形で枠の中に入っているところがございます。すみません、ちょっとページ番号が切れておりますけれども、ここは6ページのところでして、今も参考という形で家きんに限った形、現行では鳥インフルエンザの防疫指針だけに入っておりますので、記載しておりましたけれども、今回指針が改正された暁には、豚熱・アフリカ豚熱という形で同じような並びでの記載としてマニュアルを改正したいと考えているところです。

7ページにかけてですけれども、7ページのところでも同じように「など」の後でございますが、「豚熱の防疫指針の留意事項○」などという形で、具体的に留意事項の番号を入れていこうと考えているところです。

そのページの下のところです。(4)の中で下から5行目のところですが、こちらの方で「畜舎、畜房等を分けて隔離し」という形で、先ほどありました隔離の考え方のところで、隔離舎でなくても隔離房のような形でも構わないというところを記載したところです。

続きまして、10ページ目をお願いいたします。

こちらからが留意点として書いていたところを畜種別に分けるというところです。まず、構成としましてお示ししているように、4の(1)という形で養豚農場における留意点という形で記載し、(2)が家きん農場という形で畜種別の記載として分けているところです。また、イメージしづらいという御意見もいただいておりますので、下の方ですね。ちょっと小さくなって恐縮ですが、適用のイメージという形で分割管理を行う場合の留意点ですとか農場のイメージというところを書いております。特に豚の場合、豚の移動が多いというところですか、あるいは農場によってかなりパターンがいろいろあると思っております。一貫で経営されている場合ですとか、繁殖と離乳を一緒にしている場合あるいは肥育の方で離乳から導入して肥育までやっているというようなパターンですとか、様々農場によってあるかと思っております。

下の方に示している模式図はあくまで一例とっておきまして、これ以外にも実際には様々あり、畜舎もかなり入り組んだ構造となっているようなところもあるかと思います。あくまで今回はマニュアルという形ですので、全てをこれで網羅できているとは思っておりません、具体的なところについては事例が積み上がってきた段階で、こういった形で分割した例もありますというような事例集のようなものもお示ししていければと考えているところです。

14ページ目をお願いいたします。

14ページの③のところですか。一番下の段になりますけれども、③のところで、農場間で豚を移動させる場合の管理等という形で記載しております。基本的には今あるような飼養衛生管理基準等で書いている部分と重複する部分もありますが、こういった管理が必要だろうというところを記載しております。豚の移動をする際には、移動の通路やケージ、こういったものを使うと思います。そのとき、移動の前後で洗浄・消毒等をしっかりしてくださいというところ、また、分割管理する場合は農場が隣接する形になろうかと思いますが、これは移動通路の場合ですけれども、境界部分では移動時以外は扉やゲートなどでそこは閉めておく。ふだんは移動しないようにしておくというところです。また、移動時に作業者が交差しないように作業していただくといったところも必要かと考えています。

移動通路を使う場合、移動の前後で洗浄するときの水というのが農場間をまたいで流れ込まないように勾配をつけておいて、それぞれの農場に行くような形にするのですとか、あるいは境界部分に排水溝を設けるといったようなことも必要かと考えているところです。

次のパラグラフですけれども、トラック等、農場の出入口から移動をするときに、荷台の洗浄・消毒ですとか、農場入退場時には消毒等を行ってくださいという一般的な移動について記載してございます。

16ページをお願いいたします。

⑥ですが、分割管理後の農場で発生した場合に備えた豚の移動先の検討という形で、先ほど資料4-1の2の(3)で御説明したところです。一貫経営の農場などで繁殖・離乳・肥育の3サイトに分ける場合に、離乳農場で発生した場合には繁殖農場の行き先がなくなってしまうというところがありますので、そういった事態を想定してあらかじめ事前の出荷先というのを考えておいてくださいというところを記載しています。

17ページからが(2)で家さんの飼養農場における留意点という形で記載しておりますけれども、これは畜種別に分けたというところの記載となっています。

かいつまんでの説明となりましたが、私からの説明は以上となります。

○津田委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして御意見、御質問があればお願いします。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 山本です。

先ほどの議論ともちょっと関係してくるんですが、今回の豚熱での応用の整理というのは、例えば肥育豚舎が離乳豚舎から豚を受け取っている場合に、10日間は隔離しておかなきゃいけないと。その隔離の方法については、同じ建物の中の別の豚房であっても構わないということですね。それは豚同士の接触はあってはいけないと。

○松井課長補佐 それはそうです。

○山本委員 飼養管理者が同じスペースで作業するのは構わないと。その方法ではあまり安全ではないと思っているのですが。何が言いたいかというと、豚舎内がナイーブであった場合にはその方法はまだ危ないと思っています。そのアイデアというのは、さっきの議論になったシャワーインの議論ですね。もしシャワーインを求めるほどハイレベルな防疫対応を求めなきゃいけないような防疫上の状況あるいは病気の特徴であれば、シャワーインが必要で、かつ豚舎内における同室内隔離、これはアウトだと思います。

一方で、豚熱であってワクチン接種をしている農場などの場合においては、同一豚舎内の別豚房の隔離、これはオーケーでシャワーインも要らないと思います。そういった整理をもう一度検討していただく必要があると思います。

以上です。

○松井課長補佐 この記載についてもう少し説明いたしますと、ここで疑似患畜になる対象というのは、あくまで移動してきた家畜について疑似患畜になるというところでして、例えばそこで発症したとかそういうのは別の話となります。発生農場から移動してきて一定の期間隔離されていた場合は、その範囲だけを疑似患畜にできるというところで、そこは豚房の中でもいいだろうという形での記載となっています。

例えば発症したものがその中にいる場合ですとか、あるいは周りのものが発症しているとか、そういった状況になれば当然そこがまた発生農場になりますので、その場合は、この部分には該当しないというところになっています。そこは下のなお書きで記載しているところですが、あくまでも発生農場から移動してきた家畜、これが隔離できていれば、その範囲だけを疑似患畜にできますよというところがここでは記載したところでし

て、それがどれか分からない場合はもう全ての家畜が疑似患畜になってしまうので、殺処分せざるを得ないと。それを免れるために一定の畜舎あるいは畜房という形で隔離をしておいてくださいというのがこの（４）でもともと記載してあったところでございます。なので、そのこのところについてもう少し詳細にこういったものでいいというのを記載したというのが今回の改正の趣旨です。

○山本委員　とすると、まずこの区分管理の考え方からすると、飼養管理者が共通の農場ではなく発生農場から子豚を受け取った肥育農場というのは、それが10日以内のものであったとしても、当該豚が殺処分されるだけで同居豚は殺処分されないですということがあって、今回この分割管理マニュアルで整理をしようとしたこの図の意図というのは、それはどういうことになるんだろうか。この分割管理のマニュアルによるともよらずとも、出荷先農場における全頭殺処分ということは現行の指針上起こらないわけですよね、出荷先においては。なので、分割管理云々以前の話だと思うんですけども。

○松井課長補佐　そもそも分割管理のマニュアルを作った背景自体が6月のときに御説明したところですけども、現行の防疫指針あるいは現行の飼養衛生管理基準、これに沿って農場を分けるとしたらこういう形になるというのを改めて整理したものがこのマニュアルという位置づけですので、そういう意味でいうと、おっしゃるように特段何かこれで新しく解釈を示したとかそういうことではございません。

○山本委員　すみません。若干脇道にそれてしまっているのかもしれませんが、ワクチン接種のない状態で、このマニュアルにアフリカ豚熱が含まれているということだと思うんですけども、含むんですよね、アフリカ豚熱も。

○松井課長補佐　含まれます。

○山本委員　今の指針で出荷先農場については当該豚のみ殺処分、あとは取りあえず移動制限をして、検査をして隔離ということになっているんですが、その部分については特に見直す対象にはなっていないということですね。すみません、確認でした。

○津田委員長　よろしいですか。

ほかにございませんか。このマニュアルについて。

呉委員、どうぞ。

○呉委員　御説明ありがとうございます。

10ページ目をまずお願いできますでしょうか。ありがとうございます。

養豚農場における分割管理の模式図ということで幾つかのパターンを示してくださいま

して、ありがとうございます。まず第1点、文言なんですけれども、一貫経営と一貫生産というのは違うと思うんですね。一貫経営というのは、鶏なんかからすれば一貫経営なんというのはいないと思うんですけれども、豚の場合、繁殖・離乳・育成、それから、肥育部門を一貫で経営するというのが一貫経営ですよね。それを同じ場所でやるのは一貫生産ですよね。そこら辺の文言を吟味いただきたいなというふうにまず思います。日本の場合は一貫生産がすごく多いので、それが病気のコントロールを難しくしているという現状はあると思います。

このパターンで示していただいたパターン5、事務所があって、人の移動はそれぞれ繁殖、それから、離乳、肥育に移動してその出入り口で衣服の交換というのが一番現実的にやりやすいことかなと。こういう形で三つに分けていただける、あるいはパターン2のところでも同じような事務所と人の動きが加われば、そういうふうに人の分割はできるよねというふうに思います。なので、今まで手を挙げなかった方々でもやれるのかなというふうに思っていただけじゃないかなというふうに思いました。

同じページのちょっと上に行っていて、実際問題、一番私が気にするのは浄化槽なんですね。ここで書いていただいているように、かなり大規模な農場では浄化槽を複数持っている農場もあるんですけれども、大体が浄化槽は1か所です。その中で例えば離乳舎で発生して、その離乳舎だけ殺処分といった場合に、本文でいえば15ページへいっていただけますでしょうか。

浄化槽の取扱いというのが15ページにあるんですけれども、二つ目の段落のところで「封じ込め措置を実施する場合は浄化槽を密封した上で対象ウイルスが不活化される期間（対象ウイルスによっては3か月程度）静置する必要があることから、浄化槽を利用できない期間が生じる」というふうに書いてあるんです。これが例えば離乳舎だけ殺処分された場合でも同じように措置されると、残った繁殖農場と肥育農場は生きていけません。ここら辺は豚熱とアフリカ豚熱とは全く違う状態、今豚熱というのは北海道を除いて全てワクチン接種しているということからすると、ここを何とかならないかと。浄化槽を使える状態にならないのかなと。そうすれば先ほどの人の管理の面は何とかならないかと。ここがクリアできればこの分割案に賛同していただいて手を挙げる農場も増えるんじゃないかなと思うんですが、ここら辺はいかがでしょうか。

以上です。

○松井課長補佐 呉先生、ありがとうございます。用語のところについては、検討したい

と思います。

浄化槽については、御指摘のように封じ込めする場合には3か月程度かかってしまいますというところは書いているとおりでして、一方で、その下のパラグラフのところで「消毒の場合は」という形でpH等を調整した後、再稼働することが可能となるというような記載をしているところでございます。この辺りはおっしゃるように封じ込めると、ほかのところが使えなくなってしまうというところがあるので、消毒などでの対応というのはあらかじめ考えておいていただきたいというところで、この項目を書いたというような経緯がございました。16ページにかけてですね。

ちょっとすみません、ワクチンを打っているからといって、この辺りはウイルスが必ずしもそこに出なくなるということではないのかなと思うので、ワクチン接種をしているからといってここが何か不要になるということはないのかなと思うんですけれども、その辺りは。

○山本委員 山本です。

繰り返しになりますが、ワクチン接種の場合はウイルスの排泄がなくなるんじゃなくて飼養豚の感受性がすごく低くなっちゃうので、そういう意味では求められるウイルス防除のレベルというのはすごく低くなって、周りに多少ウイルスがあってもそうそう感染はしないと。それが今我々が野生イノシシでいっぱい発生がまだあるのに、農場での発生が抑えられているというのは、周りにウイルスがあってもワクチンが抑えてくれているからですね。なので、ワクチン接種農場というのはそれだけウイルスに対する耐性がある程度あって、そのためにワクチンを接種していると。その容認されるウイルスのレベルというのは、ワクチン非接種農場と接種農場では当然今説明したように違うので、ワクチン接種農場だったらその堆肥舎は今までどおり使ってもいいけれども、ワクチン非接種農場だったら駄目とか、あるいはアフリカ豚熱だったら駄目けれども、ワクチンを打っている豚熱だったらそれでも分割の判断ができますよとか、そういった判断の違いというのは当然出てくるだろうと思います。

○松井課長補佐 この点はいかに分割管理を行うかというよりは防疫措置をどうするかというところなので、例えば浄化槽であれば当然ウイルスを放流することになるわけですが、それは容認されるというお考えでしょうか。

○山本委員 それは周りにもうウイルスがあるので、話が違うというのは平田先生からも御指摘ありましたが、九州はまだ周りにイノシシの発生がないので、イノシシの発生がな

い九州においてはまた別のレベルが求められるということもあり得ると思います。ちょっと厳しめにする。いわゆる豚は守られているけれども、イノシシはナイーブなので、ちょっと強めに防疫措置を考えなきゃいけないかなということもあるかもしれません。

ただ、その九州でも豚についてはもうプロテクトな状態なので、当然豚がナイーブな状態とは違う判断が求められると思います。そういう意味では、ワクチン接種の有無とか病気の特性の違いというものをもうちょっと盛り込んだ形で整理された方がいいかなというふうに思います。

○津田委員長 日高先生、どうぞ。

○日高オブザーバー やはり浄化槽というのは一番重要になってくると思うんです、養豚を継続するためには。やはりこの部分に対して、先ほどウイルスの排出の話がありましたけれども、もう少し考えてこの辺りをやらないと、せっかく分割で生き残っても処分ができないということになってくると、せっかく分割した意味がなくなってくると思うんですよ。だから、その辺りをもう少し止めるんじゃなくて何か方法があるのかどうかというのを議論していく必要があると思います。せっかくいい方向に行っているのが、この浄化槽が使えないことによってストップするということになると、何もせっかくの用意が有効にならないと思うんですけれども。

○松井課長補佐 そういった意味で浄化槽を少なくとも分けなくてもいい、共同利用するというのを前提に今この形での記載というのをしているというところが1点となります。

○日高オブザーバー 共同利用とはどういう意味ですか。

○松井課長補佐 分割前の農場は当然一つの農場なので、恐らく浄化槽は一つしかないと思います。繁殖・肥育一貫でやられていて、浄化槽は一つですと。それが繁殖と肥育に分かれますとなったときに、これは一つ一つ設けなければならないのかというときに、それは無理でしょうという場合があります。もともとの浄化槽を共同で使うという点は、そもそも豚舎から浄化槽に流れ込む時点で逆流する工程はないと考え、一方通行なら二つ作る必要はないでしょうというのがまずこのマニュアルで浄化槽の取扱いとして書いていたところですよ。

ただ一方で、浄化槽に流れ込む汚水についても防疫措置というのは必要になるため、今の指針であれば不活化するために封じ込めなり、消毒なりという措置を行うという形になっていますので、そこのところを記載したということです。山本委員から御指摘あったような地域によって、あるいは状況によって分けるというのは今の指針上、そういった書

き方になっていないというか、恐らく難しいと思いますので、ちょっとその辺りをどうしていくかというのはまた改めての議論になるのかなと思っておりますが、少なくとも今書けるところとしては、この浄化槽の取扱いとして書かせていただいているように、消毒であれば一定期間、一定期間というか30分程度あれば恐らくできると思いますけれども、pHを調整して放流ということは可能だろうという形で記載をしているというところです。

○津田委員長 よろしいですか。

でも、これ活性汚泥が使えなくなる可能性があるということが書いてあるんですけども、それともう一つは、農場内を分割管理した場合に浄化槽に入ってくる、原尿が流れてくるルートを感染したところは遮断できるような方法で浄化槽に入れ込むという方法は駄目なんですかね。そういうふうに事前に農場を分割するけれども、そういう最終処理槽に入ってくるものを前もって分けておいて、発生した時点でそこを止めれば浄化槽を使えるという方法は無理なんですかね。

○松井課長補佐 発生したときにそれを分けるということですね。そうすると、もともと流れ込んでいた処理槽は、やはり汚染されているおそれがあると思うので、そこも消毒が必要だと思います。

○津田委員長 分かるけれども、何かそういう方法はないんですかという話をしている。

○松井課長補佐 なので、発生した後で分けてやるというのはできるかなと思いますけれども、一度は消毒などの防疫措置が必要となると考えます。

○津田委員長 どうぞ。

○小渕委員 浄化槽の関係なんですけれども、私はそこまでよく詳しくは分からないんですが、現場で見ている限り、どんな大きな浄化槽も最終的な排水は物すごく莫大な量がすごく流れるわけではなくて、そこを消毒するというやり方とかを取ってきているので、活性汚泥を駄目にすることなく、そこを完全に担保してというやり方をやってきたような、私はしてきたんですけれども、それでは駄目ですか。

○松井課長補佐 それで防疫措置をやられたという例があるならばそれで問題ないとできていたと思いますけれども、我々が聞いた限りでは、浄化槽のところの防疫措置としてやったのは、事前に汚泥の手前のところですね、曝気槽の段階で消毒しているという例を聞いています。

ごめんなさい、群馬県の場合は本当にそれで全部やられていると。

○小渕委員 今は忘れていただいて結構です。でも、やはり一番現場で分けられないのは、

やはりおっしゃっているとおり浄化槽は1か所、どんなに大きくてもコンポなら分けられるんですけども、堆肥舎も出入りというので分けられるんですけども、浄化槽を幾つも幾つも分割管理した場合、離乳豚だけを別にするということは不可能ですので、その辺りでやはり農場さんが分割管理に踏み出せないというのは皆さんがおっしゃるとおりの現状です。

○松井課長補佐 重ねてになります。私がこれまでの防疫措置というところで、うちの課に残っている記録とか担当の話を聞いた範囲では、先ほどのような措置をしていたというふうに聞いておりますが、そこはもしかしたらこちらの調査が甘かったのかもしれない。申し訳ないです。改めてその辺り、詳細を伺って、その形でできるならいいかなと思いますので、ちょっとその辺りは詳しく検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○津田委員長 どうぞ。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

浄化槽が鍵になると思いますので、浄化槽について具体的にどういうふうな、今実際に発生した農家で防疫措置のときにどういうふうにやられていて、例えば松井が言いかけた養豚団地みたいなところですね。共同で利用しているような場合とか、そういった場合に発生したら、じゃあ一体どうやって対応するのかとか、そういった現場のノウハウがあると思いますので、そういったところのちょっと事例をよく日高オブザーバー、それから、呉先生の御意見もしっかりとお伺いしながら、どういう具体的な例があって、それに対する対応で、分割管理で浄化槽をどういうふうに対応したら分割ができるのかということ調べた上で、このマニュアルに反映をしていこうかなというふうに思いますので、また御意見を頂ければと思います。

○津田委員長 よろしいですか。

実際の実態を見ながらこのマニュアルに反映していただくというのが一番重要なことなものですから、そこは少し時間を頂ければと思いますが、ほかにございませんでしょうか。

嶋田先生、どうぞ。

○嶋田委員 ありがとうございます。

資料4-2の4ページのところなんですが、(1)の②ですかね。「発生農場で直接家畜の飼養管理を行っていた者が」のところなんですが、この表1の右欄に掲げる日以降のこの日数についてなんですが、私の読み込みがいけないのか分かりませんが、先ほどの前

段でシャワーインをした上ではいいですよとかノウハウの議論がありましたが、それとこの7日、10日、7日の理解が、僕はできないんですが。

○松井課長補佐　ありがとうございます。

御指摘のようにここのシャワーインとか、そういったものを行っての前段なんですけれども、そもそも人が交差しているということをどれぐらいの期間追跡するかという日数についての規定です。現行の指針ですと、その規定がなかったというところでして、一方で先ほど少し議論のあった家畜を移動させた場合の日数、これについては規定がございました。それがここで書いている豚熱の場合は10日、アフリカ豚熱の場合は7日という日付で、人の交差に関してはその規定がなかったので、これらの項目は鳥インフルエンザにも同じようにあって、同じ日数になっていますので、それぞれの疾病に合わせて家畜の移動と同じ日数を今回ここで書いたというところです。

これに加えて、先ほどもしその期間に該当する人が例えば豚熱であれば、遡って10日間の間に人が行き来していたと。その人が行き来したときにどういう行き方をしていたのか、シャワーインをしていたのか、そういったところで、それであれば問題ないという形で除外できると、そういう形になります。

○嶋田委員　この状況を確認する日数ということですね。

○松井課長補佐　さようでございます。

○嶋田委員　分かりました。ありがとうございます。

○津田委員長　よろしいですか。

ほかによろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、農場分割に当たっての対応マニュアルの改正について、今後の進め方について事務局の方から御説明をお願いします。

○松井課長補佐　ありがとうございます。

今後の進め方でございますけれども、本日、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえまして、都道府県、それから、関係団体への意見照会を実施した上で改めて検討いたしまして、改正していくというような予定としてございます。その際、必要に応じてまた小委の先生方にも御意見、御相談させていただくことがあろうかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○津田委員長　ありがとうございました。

それでは、次の議題でございますが、次の議題は非公開ということですが、進めてよろしいでしょうか。

(以下非公開)

午後 4 時 1 6 分 閉会